

子ども・子育て支援制度 保育施設・事業所用マニュアル



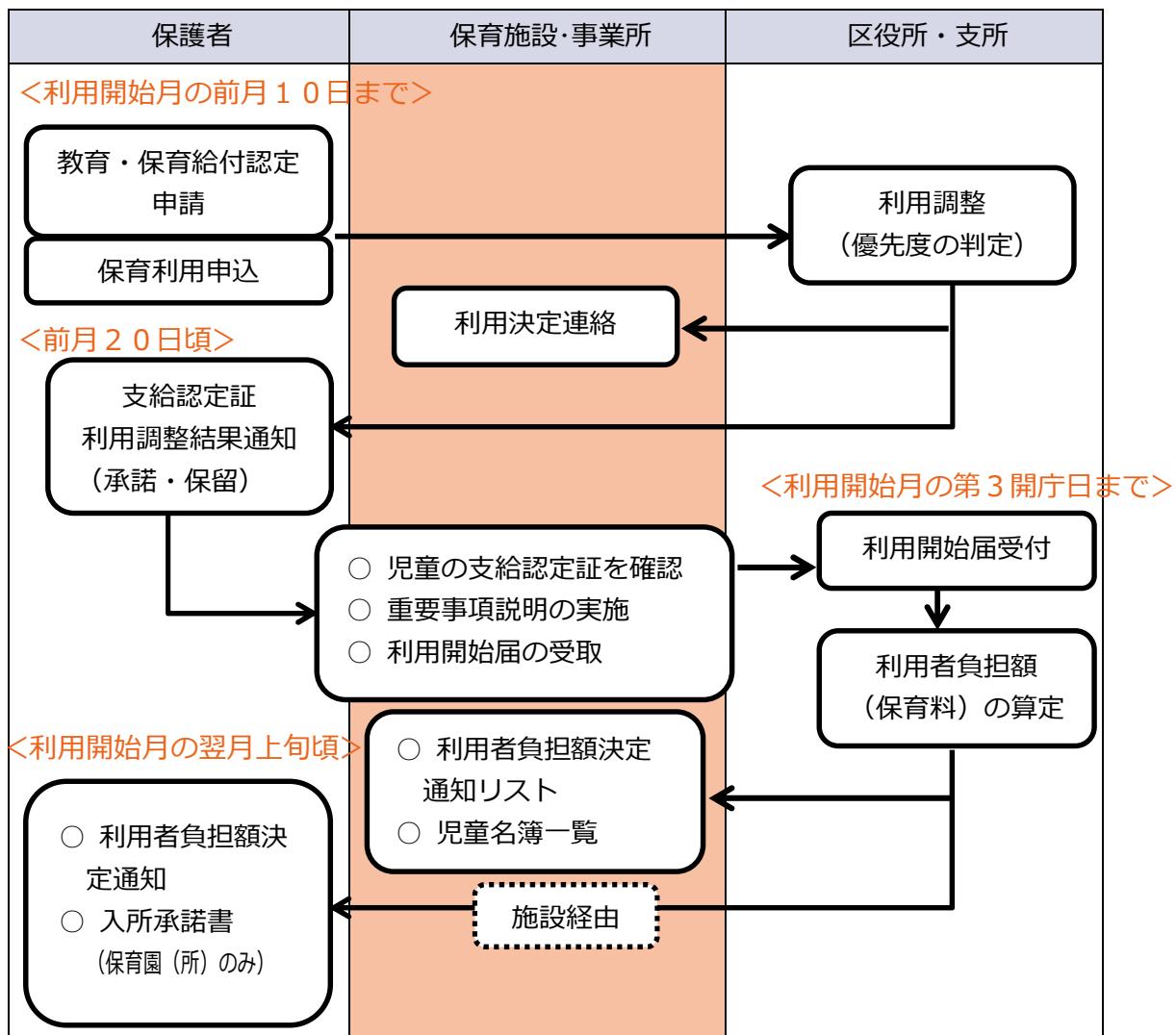
(ver.0401)

1 保育施設・事業所を利用するためには

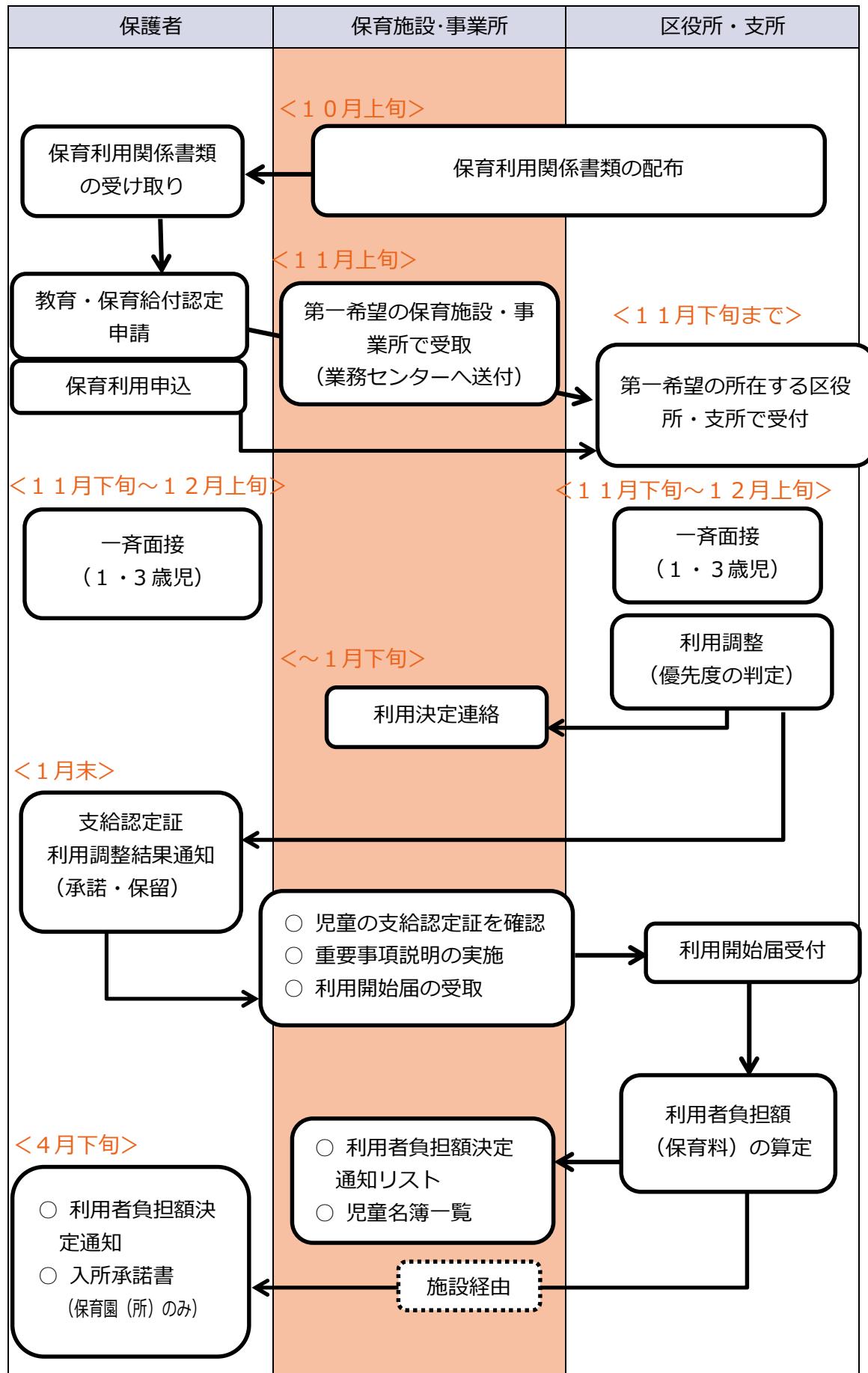
京都市内で保育園（所）、認定こども園（保育園部分）、地域型保育事業（以下「保育施設・事業所」といいます。）を利用するには、①「**教育・保育給付認定の申請**」と②「**保育利用の申込み**」が必要です。

保育利用の申込みの際には、「**保育が必要な理由**」があるかどうかを確認します。受入可能児童数よりも申込数が多い場合には、区役所・支所において「**利用調整**」（優先度の判定）を行い、優先度の高い児童から順に希望する保育施設・事業所を利用していくことになります。

《保育施設・事業所をはじめて利用するときの流れ》（4月利用開始分を除く）



《保育施設・事業所をはじめて利用するときの流れ》（4月利用開始分）



2 教育・保育給付認定とは

教育・保育給付認定とは、市町村が家庭の状況や保育を必要とする状況を確認し、教育・保育を受ける資格があることについて認定をするものです。

京都市内で保育施設・事業所や幼稚園（市立幼稚園と一部の私立幼稚園、認定こども園の幼稚園部分）を利用するには、保護者が京都市に対して申請を行い、認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定を行った場合には、京都市から「教育・保育給付認定の区分」（※1）や「保育の必要量」（※2）などを記載した「支給認定証」をお渡しします。この支給認定証は、保育施設・事業所の利用に必要となる大切な証明書です。失くした場合や、汚れたり破れたりした場合は、再発行が必要です。

なお、手続や問合せの窓口は、**保護者がお住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（子育て推進担当）**（以下「区役所・支所」といいます。）となります。

◆ 用語解説 ◆

※1 教育・保育給付認定の区分とは？

満年齢	認定区分	
	教育（幼稚園利用）	保育（保育施設・事業所利用）
0歳～2歳	－	3号認定
3歳～5歳	1号認定	2号認定

※2 保育の必要量とは？

保育時間には、教育・保育給付認定の保育必要量に応じて、保育短時間、保育標準時間、時間外保育の3区分があり、それぞれの時間帯は、保育施設・事業所が決めています。

保育短時間 (8時間)	教育・保育給付認定において保育短時間認定を受けた場合、利用できる時間帯
保育標準時間 (11時間以内)	教育・保育給付認定において保育標準時間認定を受けた場合、利用できる時間帯
時間外保育	就労時間等により、時間外保育が必要である場合に、各保育施設・事業所の短時間・標準時間の設定時間の範囲外の時間で利用できる時間帯 (別途料金が必要です)

＜保育利用時間＞

京都市では、保育利用時間について、保育短時間の8時間の他に、保育標準時間を8.5時間から11時間まで30分ごとに区切り、保育料をそれぞれ定めています。したがって、それぞれの児童の保育利用時間は、保育短時間の8時間、保育標準時間の8.5時間、9時間、9.5時間、10時間、10.5時間、11時間までの30分刻み7区分で区別します。

3 保育が必要な理由とは

「保育が必要な理由」とは、家庭において児童が保育を受けることが困難な理由のことです。子ども・子育て支援法施行規則では、主に次の9項目を設定しています。保育を利用する際には、このいずれかの理由に**保護者のいずれもが**当てはまる必要があります。

保育が必要な理由及び基準	保育必要量		教育・保育給付認定の期間 (3号・2号切替を除く)
	短時間 (8時間)	標準時間 (11時間まで)	
①就労（内定） 1箇月48時間以上就労していること	●	● ※1	小学校就学前まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	※2	●	妊娠がわかったときから、出産後概ね2箇月
③保護者の疾病・障害 病気につかっていたり負傷したり、精神・身体に障害があること	●	● ※1	小学校就学前まで
④同居又は長期入院等している 親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	●	● ※1	
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	※2	●	概ね3箇月
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること (月48時間未満の就労の場合も含む)	●	—	
⑦就学 ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていていること	●	● ※1	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 上の子どもがすでに保育を利用している場合、下の子どものために育児休業を取っても、引き続き、上の子どもの保育が必要であること	●	—	市町村が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	●	● ※1	

※1 短時間と標準時間の両方に●がついているものについては、提出された資料により、8時間を超えて保育が必要かどうかを判断します。

※2 ②妊娠・出産、⑤災害復旧については、保護者が希望する場合に限り、短時間で認定することができます。

※3 3号認定の期間は満3歳に達する日の前日までですが、3号認定から2号認定への切替えは手続不要です。

4 家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合には

家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合には、**申請や届出が必要**です。

保護者から書類をお預かりいただく際には、書類の紛失防止や個人情報保護の観点から、
「**京都市宛提出用封筒**」(様式V-11)に入れてお預かりいただき、区役所・支所に御提出ください。
(詳細はp8以降参照)

提出が必要な主な事例	提出が必要な書類	締切日
保育利用を開始する場合	利用開始届 (I-16)	利用開始月の 第3開庁日
保育利用時間のみ変更したい場合		
標準時間内 (9時間→10時間など)	保育時間変更届 (I-17)	施設提出締切： 変更希望月の 前月20日 区役所締切： 変更希望月の 前月25日
短時間から標準時間 (8時間→9時間など)	教育・保育給付認定兼施設等利用 給付認定変更申請・届出書 (I-5) 保育時間変更届 (I-17)	
標準時間から短時間 (10時間→8時間など)	教育・保育給付認定兼施設等利用 給付認定変更申請・届出書 (I-5)	
保育が必要な理由を変更する場合 (就労→求職活動など)	教育・保育給付認定兼施設等利用 給付認定変更申請・届出書 (I-5) ・保育が必要な理由書 (I-2) ・保育が必要な理由に応じた添付 書類 (※)	施設提出締切： 変更月の20日 区役所締切： 変更月の25日
市内で転居することになる場合、世帯構成が変わる場合など (世帯員の転出、婚姻など)	教育・保育給付認定兼施設等利用 給付認定変更申請・届出書 (I-5)	
利用中の施設・事業所を退所する場合	教育・保育給付認定撤回申請兼退 園 (利用契約解除) 届 (I-6)	

※ 原則として、月途中での時間変更や認定変更はできません。変更の適用は、申請いただいた
翌月当初からとなります。

※ 保育が必要な理由に応じた添付書類は、下記のとおりです。

保育が必要な 理由	添付資料
①就労	就労証明書 (様式3), スケジュール申告書 (変則勤務の方) ※自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、 客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。
②妊娠・出産	母子健康手帳の写し又は出産証明書
③疾病・障害	障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、療育手帳、介護保険被 保険者証の写し等、疾病・障害の程度が分かる資料 (※) スケジュール申告書 (生活に制限のない方のみ)

④介護・看護	障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、療育手帳、介護保険被保険者証の写し等、介護・看護の必要性が分かる書類（※） スケジュール申告書（必須）
⑤災害復旧	り災証明書
⑥求職活動	求職活動申告書 活動内容を証明する書類（ハローワークカード（写）等）
⑦就学	在学証明書、スケジュール申告書（時間割でも可）
⑧その他	区役所・支所にお問い合わせください。

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、原則、手帳の写しの添付は不要ですが、京都市で内容が確認できない場合は提出を依頼することがあります。

※ 添付書類のうち、発行された書類を提出する場合は、3ヶ月以内に発行されたものを提出してください（個別の状況によっては、発行3ヶ月以内でも再提出をお願いすることがあります。）。

5 年間スケジュール例（予定含む）

区：区役所・支所 施：保育施設・事業所 業：支給認定業務センター 児：児童・保護者

	上旬（1～10日）	中旬 (11日～20日)	下旬（21日～31日）
4月			区→施→児 利用者負担額（保育料）決定通知発送
5月			
6月			業→施→児 現況届配布
7月		児→施 現況届締切	施→業 現況届回収
8月	児→区 現況届未提出分締切		
9月			
10月		区・施 新年度保育利用申込書配布・受付開始	施（1号 新年度教育・保育給付認定申請書配布）
11月	施 新年度保育利用申込施設受付締切		区 新年度保育利用申込締切 区・児 一斉面接（1・3歳児）
12月	区・児 一斉面接（1・3歳児）		区 利用調整
1月		区 利用調整	区→児 保育園等利用調整結果通知、支給認定証送付
2月	区→児（1号 支給認定証送付）		区・児 二次申込、二次調整
3月			児→施→区 利用開始届提出締切

毎月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">区</div> <div style="width: 30%;">→</div> <div style="width: 30%;">施</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">児</div> <div style="width: 30%;">→</div> <div style="width: 30%;">児</div> </div> <p>利用者負担額 (保育料) 変更決定通知発送 (対象: 保育料が変更された児童のみ)</p> <p>業 → 施 → 児</p> <p>変更申請した児童 等の支給認定証送付(10日頃)</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">児</div> <div style="width: 30%;">→</div> <div style="width: 30%;">施</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">児</div> <div style="width: 30%;">→</div> <div style="width: 30%;">区</div> </div> <p>変更申請書類 提出期限(20日)</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">施</div> <div style="width: 30%;">→</div> <div style="width: 30%;">区</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">児</div> <div style="width: 30%;">→</div> <div style="width: 30%;">児</div> </div> <p>変更申請書類提出 期限(25日)</p> <p>業 → 施 → 児</p> <p>有効期間が終 了する児童の更新案内送付 (25日頃)</p> </div> </div>
	<p>※ () 内は、認定こども園の1号認定児童の手続です。</p> <p>※ 各年度のスケジュールは変更になる可能性があります。</p>		

6 京都市情報館について

手続に必要な様式は、区役所・支所で配布しています。また、京都市ホームページ「[京都市情報館](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000172423.html)」>健康・福祉・教育>子ども子育て支援・少子化対策>子ども・子育て支援新制度>保護者の方へ>[関係様式](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000172423.html) (<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000172423.html>) からもダウンロードできますので、必要に応じて御案内ください。

また、お送りさせていただいた様式類が少なくなった場合には、[京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室](https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000172423.html)まで御連絡ください。

京都市情報館で
「子ども 関係様式」
で検索



申請・届出様式集



◆ 目的別様式

No.	目的	様式の名前	留意点
A 保育を必要とする状況を変更する			
1	保育が必要な理由が変わる (例)・「求職活動」→「就労」 ・「妊娠・出産」→「育児休業継続」 ・「就労」→「介護・看護」	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書 (I-5) ○保育が必要な理由書 (I-2) ○保育が必要な理由に応じた添付書類	保育利用時間も変更したい場合は下欄「 <u>B 保育利用時間</u> を変更する」欄参照
2	○有期雇用を更新する ○就職先の会社を変わる	○就労証明書 (I-3)	
3	就労場所（事業所）が変わる	不要	
B 保育利用時間を変更する			
4	保育標準時間内での時間変更 ○利用時間量を変更 (例：8.5時間→11時間)	○保育時間変更届 (I-17)	保育を必要とする状況の変更に伴う場合は上欄「 <u>A 保育を必要とする状況を変更する</u> 」欄参照
	○利用時間帯のみ変更 (例：9:00～18:00(9時間) →8:30～17:30(9時間))	不要 (※)	
5	保育短時間内で利用時間帯を変更 (例：8:30～16:30→8:45～16:45)	不要 (※)	※京都市への提出書類としては不要ですが、保育施設・事業所で必要な書類を提出していただいてください。
6	標準時間認定→短時間 (例：10時間→8時間)	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書 (I-5) ・保育が必要な理由書 (I-2) ・保育が必要な理由に応じた添付書類	
7	短時間認定→標準時間 (例：8時間→8.5時間)	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書 (I-5) ○保育時間変更届 (I-17) ・保育が必要な理由書 (I-2) ・保育が必要な理由に応じた添付書類	
8	時間外保育を利用したい	不要 (※)	

C 転居・引っ越しする			
9	京都市内で転居する	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（I-5）	
10	京都市外に転居する ○同居の祖父母、きょうだいなど保護者も利用中の子どもも含まない ○保護者の方のみを含む ○利用中の子ども又は全ての保護者を含む	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（I-5） ○教育・保育給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届（I-6）	原則として、子どもと保護者の市外転居後は、保育を利用できません。
D 退所・転園する			
11	引越しをして、今利用している保育施設が遠くなつたため、別の保育施設・事業所に転園したい	○教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（I-1） ○保育が必要な理由書（I-2） ○保育が必要な理由に応じた添付書類	転園先が決まつた場合は、退園届（I-6）の提出が必要です。
12	幼稚園に転園が決まつた	○教育・保育給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届（I-6）	
13	利用中の保育施設・事業所を退園したい	○教育・保育給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届（I-6）	
E その他			
14	○単身赴任や離婚により、保護者の方と別居する ○婚姻・離婚により、代表保護者を変更したい	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（I-5）	
F 現在、保育利用をしていない方の手続			
15	入所内定の通知をもらったので、入所したい	○施設・事業所利用開始届（I-16）	利用開始月の第3開庁日までに区役所・支所まで提出してください。
16	入所内定の通知をもらったが、入所を辞退したい	○保育利用申込取下書（I-11）	様式は区役所・支所かホームページ

17	新たに保育が必要になったので、施設を利用したい	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（I-1）（I-8） ○保育が必要な理由書（I-2） ○保育が必要な理由に応じた添付書類 	上にありますので、保護者の方に直接区役所・支所まで書類を提出していただいてください。
----	-------------------------	---	--



◆ 様式一覧

様式番号	様式名	主な目的
I-1	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（1／2）	○新しく教育・保育施設・事業所の利用を申し込む
I-2	保育が必要な理由書	○新しく保育施設・事業所の利用を申し込む ○保育が必要な理由を変更する ○短時間→標準時間に変更する
I-3	就労証明書	○新しく保育施設・事業所の利用を申し込む ○就労先が決まった、変更になる ○育休を取得する（育児休業期間記載のもの）
I-4	スケジュール申告書	○新しく保育施設・事業所の利用を申し込む ○不規則勤務、就学、介護・看護をしている ○疾病・障害を理由としている場合
I-5	教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書	○保育が必要な理由を変更する ○支給認定証に書いている内容を変更する ○短時間⇒標準時間に変更する ○1号認定に変更する ○市内で住所を変更する
I-6	教育・保育給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届	○教育・保育給付認定を撤回する ○施設・事業所を退園する
I-7	支給認定証再発行申請書	○支給認定証を再発行する ※返却のためだけに再発行する必要はありません。
I-8	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2／2）	○新しく保育施設・事業所の利用を申し込む
I-11	教育・保育給付認定申請兼保育利用申込取下書	○保育利用申込みを取り下げる（入所辞退）
I-16	特定教育・保育施設・事業所利用開始届 <u>※施設・事業所印が必要です。</u>	○新しく施設・事業所の利用を開始する ○ <u>分園から本園に移動する</u> ○ <u>従業員枠から地域枠に移動する</u>
I-17	保育時間変更届 <u>※施設・事業所印が必要です。</u>	○標準時間内で利用する時間を変更する ○短時間→標準時間に変更する
I-29	求職活動申告書	○新しく保育施設・事業所の利用を申し込む ○求職活動をしている
V-11	教育・保育給付認定申請関係書類京都市宛提出用封筒	○各書類を保護者が京都市に提出する



◆ お問合せ先

保育施設・事業所が所在する地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当（京北出張所は保健福祉第一担当）まで

区役所・支所名	所 在 地	電 話
北 区 役 所	北区紫野西御所田町 56	432-1284
上 京 区 役 所	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5119
左 京 区 役 所	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	702-1114
中 京 区 役 所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2543
東 山 区 役 所	東山区清水五丁目 130-6	561-9350
山 科 区 役 所	山科区柳辻池尻町 14-2	592-3247
下 京 区 役 所	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8	371-7218
南 区 役 所	南区西九条南田町 1-2	681-3281
右 京 区 役 所	右京区太秦下刑部町 12	861-1437
右京区役所京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1	852-1815
西 京 区 役 所	西京区桂良町 1-2（保健福祉センター別館）	381-7665
洛 西 支 所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9195
伏 見 区 役 所	伏見区鷹匠町 39-2	611-2391
深 草 支 所	伏見区深草向畠町 93-1	642-3564
醍 酔 支 所	伏見区醍醐大構町 28	571-6392
京都市子ども若者はぐくみ局 幼 保 総 合 支 援 室	中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階	251-2390 FAX : 251-2950
京都市子ども・子育て支援制度 支 給 認 定 業 務 セ セ ン タ ー	中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル1階	—

- ※ 個別の児童に関する認定や利用者負担額（保育料）についてのお問合せは、区役所・支所まで御連絡ください。
- ※ 保育施設・事業所で、保護者の方からお預かりいただいた書類については、京都市宛提出用封筒により、保育施設・事業所の所在する地域の区役所・支所まで御提出ください。
- ※ 最新版の本マニュアル（カラー版）については、適宜京都市公式ホームページ「京都市情報館」（トップページ>健康・福祉・教育>子ども子育て支援・少子化対策>子ども・子育て支援新制度>事業者の方へ>保育施設・事業所用マニュアル）に掲載しております。
(URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000192747.html>)

